

感染症及び食中毒の予防及び まん延の防止のための指針

社会福祉法人 厚生福祉会
東四つ木在宅サービスセンター
東四つ木介護サポートセンター

1. 総則

社会福祉法人厚生福祉会 東四つ木在宅サービスセンター及び東四つ木在宅サポートセンターは、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行い、当施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、利用者の安全確保を図ることとする。

2. 体制

(1) 感染対策委員会の設置

ア 目的

当センター内の感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する「感染対策委員会」を設置する。

イ 感染対策委員会の構成

感染対策委員会は、次に掲げる者で構成する(カッコ内は担当分野)。

- (ア) 施設長(施設全体の管理責任者。委員長を務める)
- (イ) 生活相談員及び介護支援専門員(情報収集・関係機関との連携)
- (ウ) 看護師(医療・看護面の管理) ※感染対策担当者
- (エ) 介護リーダー(日常的なケアの現場の管理)
- (オ) 管理栄養士(食事・食品衛生面の管理)
- (カ) その他、衛生委員会と防災委員会の合議体

※ 感染対策担当者

施設長は看護職員又は栄養士の中から1名の専任の感染対策担当者を指名する。

感染対策担当者は、施設内の感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための具体的な原案を作成し、感染対策委員会に提案する。

なお、感染対策担当者は日常業務との兼務を可とする。

ウ 感染対策委員会の業務

感染対策委員会(衛生委員会と防災委員会の合議体)は、委員長の召集により感染対策委員会を定例開催(年 2 回)のほか、必要に応じて開催し、「感染症及び食中毒の予防」と「感染症発生時の対応」のほか、次に掲げる事項について審議する。

- (ア) 施設内感染対策の立案
- (イ) 指針・マニュアル等の作成
- (ウ) 施設内感染対策に関する、職員への研修の企画及び実施
- (エ) 新規利用者の感染症の既往の把握

- (オ) 利用者・職員の健康状態の把握
- (カ) 感染症発生時の対応と報告
- (キ) 感染対策実施状況の把握と評価

(2)職員研修の実施

当センターの職員に対し、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」を感染対策委員会の企画により、以下の通り実施する。

ア 新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。

イ 全職員を対象とした定期的研修

全職員を対象に、別に感染対策委員会が作成する教材を用いた定期的な研修を年2回実施する。

ウ 委託業者を対象とした研修

調理、清掃等の業務委託を受けて実施する者について、本指針の周知を実施、各委託元で研修をうけている場合は研修報告書等により内容を確認する。

(3)その他

ア 記録の保管

感染対策委員会の審議内容等、施設内における感染対策に関する諸記録は 3年間保管する。

3. 平常時の衛生管理

(1)平常時の衛生管理、日常のケアにかかる感染対策については別紙感染防止マニュアルを参照する。

(2)感染症流行時は、状況に応じ BCP に沿った対応を実施する。BCP は定期的に見直しを行う。

4. 感染症発生時の対応

(1)感染症の発生状況の把握

感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従って報告すること。

ア 職員が利用者の健康管理上、感染症や、食中毒を疑ったときは、速やかに利用者職員との症状の有無(発生した日時、送迎、活動(アクティビティ、入浴等)、座席、ごとにまとめる)について書面にて施設長に報告すること。

イ 施設長は、(1)について職員から報告を受けた場合、施設内の職員に必要な指示を行うとともに、4.(5)に該当する時はその受診状況と診断名、検査、治療の内容等について葛飾保健所に報告するとともに、関係機関と連携を図ること。

(2)感染拡大の防止

職員は感染症若しくは食中毒が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応すること。

ア 介護職員

(ア)発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと。

(イ)看護師の指示を仰ぎ、必要に応じて施設内の消毒を行うこと。

(ウ)看護師の指示に基づき、必要に応じて感染した利用者の隔離などを行うこと。

(エ)別に定めるマニュアルに従い、個別の感染対策を実施すること。

イ 看護職員

(ア)感染症若しくは食中毒が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、被害を最小限とするために、職員の適切な指示を出し、速やかに対応すること。

(イ)感染症の病原体で汚染された機械・器具・環境の消毒・滅菌は、適切かつ迅速に行い、汚染拡散を防止すること。

(ウ)消毒薬は、対象病原体を考慮した適切な消毒薬を選択すること。

ウ 施設長

保健所に相談し、技術的な応援依頼や、指示をうけること。

(3)関係機関との連携

感染症若しくは食中毒が発生した場合は、以下の関係機関に報告して対応を相談し、指示を仰ぐなど、緊密に連携をとること。

- ・ 保健所
- ・ 地域の中核病院の感染管理担当の医師や看護師

また、必要に応じて次のような情報提供も行うこと。

- ・ 職員への周知
- ・ 家族への情報提供と状況の説明

(5) 行政への報告

ア 葛飾区の担当部局への報告

施設長は、次のような場合、迅速に葛飾区の担当部局に報告するとともに、地域保健所にも対応を相談すること。

<報告が必要な場合>

- ① 同一の感染症や食中毒による、またはそれらが疑われる死亡者・重篤患者が、1週間以内に2名以上発生した場合
- ② 同一の感染症や食中毒の患者、またはそれらが疑われる者が 10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合*
- ③ 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※ 同一の感染症などによる患者等が、ある時点において、10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合であって、最初の患者等が発生してからの累積の人数ではないことに注意する。

<インフルエンザ及び感染性胃腸炎について>

- ① インフルエンザ及び感染性胃腸炎発症時については、利用者及び職員に1名でも確定診断された場合は終息した後に介護保険課に事故報告書を提出する。
- ② インフルエンザ及び感染性胃腸炎や、疑われる者が5名以上になった場合は介護保険課に電話連絡する。更に、終息まで定時に状況報告を行う。
- ③ 10名以上になった場合は更に葛飾区保健所と連絡をとり指導及びクラスターサーベイランスの対応を行う。
状況に応じて施設を利用する方の通所を自粛するよう推奨(通所自粛推奨)を行う場合がある。
通所自粛を決定した場合は、介護保険課に電話連絡する。
(その場合、区のホームページ『福祉施設対応状況』に掲載される)

<報告する内容>

- ① 感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数
- ② 感染症又は食中毒が疑われる症状
- ③ 上記の利用者への対応や施設における対応状況等

イ 地域保健所への届出

医師が、感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当する患者またはその疑いのある者を診断した場合には、これらの報告に基づき地域保健所等への届出を行う必要がある。

5. その他

(1) 利用予定者の感染症について

当センターは、一定の場合を除き、利用予定者が感染症や既往であっても、原則としてそれを理由にサービス提供を拒否しないこととする。

(2) 指針等の見直し

本指針及び感染症対策に関するマニュアル類等は感染対策委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

(附則) この指針は、令和3年10月1日から施行する。